人権センター各施設の実費 負担金の改定について

## 益田市人権センター「あすなろ館」使用のしおり

**〈休館日〉土・日・**祝日、12月29日~1月3日

〈開館時間〉午前8時30分~午後5時15分

※貸館については土・日・祝日、夜間の利用もできます。

## 〈使用申込みの手続き〉

◆ 各施設の申込みは、3ヶ月前から受付けます。但し、多目的ホールは、6 ヶ月前から受付けます。

「使用申込書」を提出してください。(原則として使用日の10日前まで)

- ◆ 使用料納入と引換えに「使用許可書」を発行します。
- ◆ 使用料は次のとおりとします。

(益田市人権センター管理運営規則第4条第2項の規定)

施 設 名(定員)		利 用 区 分		
		8:30~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00
多目的ホール	300人	3, 130円	3, 130円	3, 130円
研修室	30 人	1,030円	1,030円	1,030円
娯楽教養室(和室)	30 人	1,030円	1,030円	1,030円
生活改善室	30 人	1,030円	1,030円	1,030円

備考 利用区分の欄に掲げる時間を30分以上超過して使用する場合、多目的ホールにはあっては 780円を、それ以外の施設にあっては260円を、それぞれ支払わなければならない。

- ◆ 全日使用の場合は、区分ごとの合計とします。
- ◆ 行政機関が当館本来の目的に使用する場合は、この限りではありません。
- ◆ やむをえず使用取り消しをする場合は、使用日前の平日午後5時15分までとします。
- ◆ その他、施設の利用については、可能な限り便宜を図りますのでご相談く ださい。

## 〈注意事項〉

- 館内及び敷地内は禁煙です。
- 使用する備品は丁寧に扱い、破損した場合は原則として賠償となります。
- 壁や柱やガラスに許可なく貼り紙をしないで下さい。
- 湯茶(茶葉持参)は生活改善室の炊事場を利用して下さい。
- ◆ 次の各号に該当するときは、使用を許可しません。
  - 1. 公の秩序または善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき
  - 2. 施設または付属設備を破損するおそれがあると認めるとき
  - 3. 宗教活動または政治活動を行なうとき
  - 4. 営利事業活動を行なうとき
  - 5. そのほか、管理上支障があると認めるとき